

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1. 制度の目的

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された制度であり、本制度の全国展開に合わせ令和8年4月1日から実施するもの。

2. 利用対象

以下のすべてに該当する者

- ①本町に居住していること（他市町村の施設利用も可能）
- ②生後6か月から満3歳未満であること（利用は3歳の誕生日の前々日まで）
- ③保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に在籍していないこと（認可外保育施設に在籍の場合は対象）

※保護者の保育要件（就労状況等）は不問。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件 (あり)	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校
就労要件 (なし)	こども誰でも通園制度 ※生後6カ月～満3歳未満 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用			幼稚園 ※満3歳から小学校就学まで			

3. 本町における実施予定施設（令和8年4月当初）

施設名	受入対象	受入人数
町立保育所（中央・東・北）	0歳児～2歳児	各施設の受入可能児童数の範囲 において対応（余裕活用型）

4. 利用可能時間（国基準に準ずる予定：詳細は実施要綱で定める）

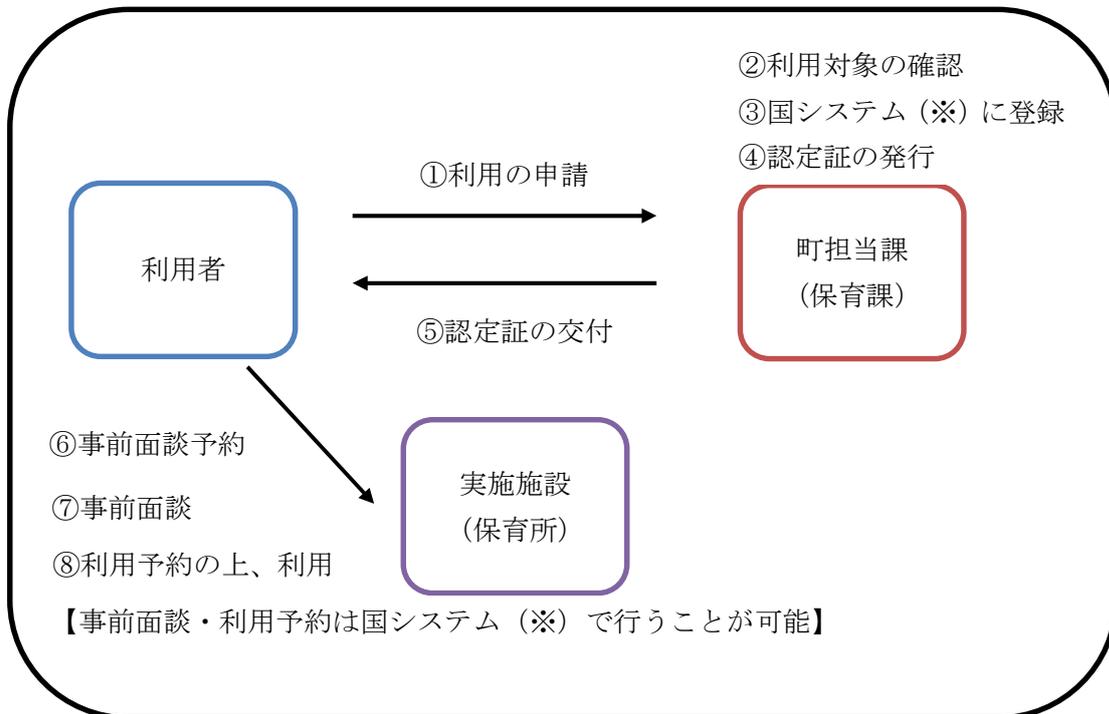
こども一人あたり1か月10時間まで（残時間の翌月以降への繰越は不可）

5. 利用料（国基準に準ずる予定：詳細は実施要綱で定める）

1時間あたり300円（生活保護・非課税世帯等に対する減免規定を設定）

※給食費やおやつ代等が必要な場合は別途徴収。

6. 利用の流れ（概要）



※国システム ⇒ 国が提供する「こども誰でも通園制度総合システム」

本町では、令和8年3月中旬以降から運用開始予定

※同じ施設を2回目以降利用する場合、事前面談は原則不要

7. 周知方法

実施内容の決定（2月中）後、

- ・令和8年3月号広報誌及び町ホームページ、子育て支援アプリへの掲載
- ・出生届出時や町内保育施設での園庭開放、子育てひろば事業等での周知 など